平成23年度 第4回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録 (要旨)

〇日 時:平成23年12月1日(木)午後1時30分~

○会場:新潟市役所第1分館6階 1-601会議室

○出席委員:14名(欠席委員1名)

関係課:児童相談所,こころの健康センター,各区健康福祉課長

事務局:障がい福祉課長

○オブザーバー:新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

1. 開会宣言

2. 障がい福祉課長挨拶

(司 会)

本日の委員の出席状況でございますけれども、大谷委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち14名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この協議会が成立していることをご報告いたします。また、今回も、オブザーバーとして、山賀会長がまだお見えになっておりませんけれども、ご出席のご予定となっております。

それでは、これより、議事に移らせていただきます。会長から進行をお願いいたします。 (島崎会長)

委員の皆様、お疲れさまでございます。今日、それから、21日の会議で、両計画案をまとめることができればと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきながら、ご協力いただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。できるだけ時間よりも前に終わるようにと思っております。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。まず、最初に、議事の1、第2次新潟市障がい者計画素案(案)について、協議をしていきたいと思います。 先ほど障がい福祉課長からもお話がありましたが、前回の会議、その後の意見収集等で皆様からさまざまなご意見をいただいております。そのご意見についての方向性も含めた資料も事前に頂いて、それでご確認いただけているかと思います。ご意見を踏まえて事務局で作成したものとなっておりますけれども、それが十分に反映されたものになっているかなどを見ていただけたのではないかと思っております。計画の素案を完成に近い形に固めてパブリックコメントを行うということになっておりますので、今日の会議では、障がい者計画の素案の項目ごとに 内容を確認するということで、最終案の方向に持って行けるような形で進めて行ければと思っております。

それでは、事前に資料を頂いておりますので、事務局から、まず、障がい者計画に関する資料について、簡潔にご説明をお願いいたします。

(事務局:大倉)

障がい福祉課管理係大倉です。よろしくお願いいたします。

障がい者計画に関する資料としましては、事前にお配りした資料のうちの資料1、2、3になります。また、本日お配りしました資料2-2、こちらの4種類が関係いたしますので、そちらをご覧いただきながらお願いしたいと思います。内容についてはかなり省略をさせていただきますけれども、資料1は、事前に5名の委員から提出いただいた意見をそのまま皆さんに情報共有ということでお配りさせて頂いております。それから、資料2ですが、それらの意見、前回までの会議で出た意見を踏まえるような形で文章化した素案という形でまとめさせていただきました。なお、事前送付のときにまだ反映しきれなかった部分については、今日お配りさせていただいた資料2-2に追加記載しておりますので、資料を見ていただきたいと思います。なお、一部、誤字脱字等や文章のつなげ方については、最終的に改めまして見直したいと考えていますので、その辺の細かい部分についてはご了承いただきたいと思います。資料2の中身が非常に大きいことになります。

資料3については、その頂いた意見と前回までに協議会で出された、発言があった意見について、市の考え方というか、計画の反映の方針ということでまとめたものです。資料3は障がい者計画と障がい福祉計画それぞれについてまとめてあります。前半が障がい者計画になりますので、よろしくお願いいたします。資料2-2なのですが、こちらは、資料2の中で各論が展開されているわけですけれども、資料2から修正を加えた項目ごとにそっくり資料2-2で記載をし直すような形にしております。したがいまして、資料2-2のほうが正しいというか、優先するということでお読みいただきたいと思います。なお、資料2-2の中で、下線などを引いて、変わった部分を分かるように強調しておりますので、そのような形でお読みいただきたいと思います。資料2-2で追加修正した内容につきましては、学校教育に関する分野のこと、精神保健に関する分野のことを追加して記載した形になっております。事前にお送りさせていただいたということで、詳細の説明は省かせていただきますので、会長、よろしくお願いいたします。

(島崎会長)

資料2-2について、特に確認しなくても大丈夫でしょうか。今、大倉さんからありましたけれども、特に、下線のところ。ページを追って確認する中で、そこのところを見ていくとい

う形でよろしいでしょうか。

(事務局:大倉)

そうですね。では、資料2-2をページをめくりながら補足させていただきます。

資料 2-2ですが、1ページめくっていただいて、これは相談支援体制の充実の部分について事前に送ったものから書き込まれております。資料 2-2 と資料 2 を併せてご覧いただいたほうがよろしいでしょうか。事前に送った資料 2 の 18ページをお開きいただいて、資料 2-2 の 1ページをお開きいただくと違いがお分かりいただけると思います。

(1) 相談体制の充実というところで、現状と課題の部分に2行追加しております。精神障がい者とその家族が抱える問題に対しては、専門の相談職員や経験の不足などから、精神疾患・障がいに関する相談に十分対応しきれないことがあるのも実情ですという課題の認識を付け加えております。

それから、資料2が19ページ、資料2-2は2ページです。こちらも下線を引いておりまして、地域では保健師などが専門機関との連携を図り、相談支援体制を推進しますという部分を施策の方向性に加えるとともに、ひきこもり相談支援センターに関する記述を加えたところです。

それから、資料2-2の4ページ、資料2は22ページを併せてご覧ください。サービス基盤の充実の項目になります。資料2のほうは21ページの最後の行から22ページにかけて書いてありますけれども、こちらの現状の部分で、最後に、精神障がい者で、地域生活が可能な方についてという部分で、コーディネーターの役割の重要性ですとか、専門性の高い相談支援体制ということが現状として求められているという部分を加えてあります。

それから、施策の具体的な事業のところで、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業を付け加えてあります。

あと、資料2-2の4ページの中ほど、障がい者の入所施設からというものを訂正しております。

続きまして、資料2-2の5ページ、併せて、資料2の26ページです。こちらについても、 ひきこもり相談支援センターに関することですので、事業の追加を行っております。

さらに、資料 2-2 の 6 ページ、資料 2 の 27 ページでは、施策の方向性の部分で、精神科牧 急医療対策に関する記述を追加しております。

それから、資料2-2の7ページ、資料2の32ページを併せてご覧いただくと、療育・教育の充実の中の学校教育の充実という項目において、現状と施策の方向性をそれぞれ書き加えております。こちらは、子どもたちの環境が変わるときに情報の受け渡しの必要があるということ。さらに、その指導に当たる教職員の指導力の向上の必要があるということを現状として記

載を加えております。それらに対する方向性として、施策の方向性に、全部で 10 行くらい取り 組みの方向性を記載しているということになります。

それから、資料2-2の9ページ、併せて、資料2の37ページで追加した部分については、 福祉教育の推進という項目になりますけれども、現状と課題のところ、障がい児とのふれあい の場や子どもたちが学ぶ機会を増やしていく必要があるということを現状と課題に加えまして、 施策の方向性の部分でも、学校において障がいのない子どもが障がいのある子どもの理解を深 めることや、そういう機会を増やすこと。さらに、障がいや障がい児の理解を得るために、総 合的な学習の時間を活用して、関連した学習に取り組んでいくということを施策の方向性に加 えたものであります。

それから、資料 2-2 の 10 ページ、資料 2 の 41 ページ。ここからは、個別の事業の参考資料になりますけれども、ひきこもり相談支援センターの事業を加えたことによって、事業が増えています。同様に、資料 2-2 の 11 ページでは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業を加えたこと。さらに、ひきこもり相談支援センターを加えたこと。これらを追加して記載したものが資料 2-2 となります。

以上、追加で説明させていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今日の配付資料と事前にお送りいただいた資料と併せながらご説明いただいて、下線の部分について確認していただきました。また、この資料2-2の記載については、関係課等と調整したということもそうですが、資料3のところでそれぞれ各委員からいただいた件について、当日までに検討して説明できるようにしますといいますか、反映すべきところは反映させますという形で、資料3でそのような記載を、計画への反映方針というところで、事務局でそのように記載をしてお送りいただいているわけで、その辺とも整合しているのでしょうか。リンクしている部分が、その辺はいかがでしょうか。出された委員の方は、自分が言ったところが反映されたなという形で見ていただければそれでよろしいかと思いますけれども、意見として出して、そして、事前に送っていただいたところでは、当日、何か説明があるのかなと思われて読まれてきた方もいらっしゃるわけですけれども、その方についてのご説明も、今の中に含まれているということなのでしょうか。

(事務局:大倉)

例えば、資料2-2の7ページ、学校教育の充実という記載になりますけれども、ここでは、要は、ステージが変わるときにスムーズな情報の受け渡しをというご意見を、熊倉委員から、これは資料3の3ページですが、これに関するご意見を頂戴しておりまして、こちらはすでに

こういう部分で取り組んでいるような事実がありましたので、それに対応するような形で記載 したつもりであります。

(島崎会長)

つまり、資料3の3ページの計画への反映方針で、計画の中で具体的な記載をどこまで入れられるか、文言を検討しており、追記等、可能な部分は当日お示ししますという部分が、先ほどの資料2-2の説明で入っているという理解でよろしいですか。

(事務局:大倉)

はい。そのように努めたつもりでございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

資料2、それから資料2-2、資料3と併せて、それぞれ、ご意見をお出しくださった委員の皆様方、ご確認いただきながら、全体を確認していくことといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。今の事務局からの説明、事前配付資料、当日配付資料を使ってのご説明で、何かご確認いただくところ、ご質問等ございますでしょうか。

熊倉委員、お願いします。

(熊倉委員)

7ページの、まさに、情報の受け渡しの話でございますけれども、これについては、角田委員から発言があったかと思っているのですけれども、つまり、7ページの下のほうでは、今後も「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の伝達や共有化に努めるとともにというように、確かに、そのとおり書いてあるわけなのですけれども、現状を見たときに、その辺がうまくいっていないのではないかという率直なお話があったように思いますので、別に長引かせるつもりはないのですけれども、その辺の感触も併せてお聞かせいただければと思います。

(島崎会長)

具体的に、どういう形で実施されることになるのかということでしょうか。

(熊倉委員)

つまり、現状、こうだというように、私よりもその辺の情報を具体的に感じておられるのは 角田委員だったような気がしまして、それで、このように書いてあるのだけれども、若干簡単 なコメントでもいただけたらどうかというだけなのですけれども。

(島崎会長)

角田委員から、その辺、確認をいただいたほうがいいですか。

(熊倉委員)

つまり、なかなかうまくいっていないような場合もあるということをいろいろお話しして、療育段階の情報が学校に上がって行って、それから卒業すると、また、いろいろな就業先等でうまく受け渡しされているのかというお話があったときに、どうもそういった情報が適切に受け継がれていなくて、療育段階で適切な方針が打ち出されても、それを踏まえた特別支援学級の中でのケアがうまくいっているとは思えないと。ですから、もともとは就労支援がゴールというか、そこからさかのぼって話をしてきたときに、この辺の課題が少し出たのです。それで、特にその辺の情報の伝達でどういう課題があってどういうふうにすればいいのかということについて、何らかの形で言っていただく必要があると。それで、用意された文言がこうなのですけれども、そのことについて、大体これは私たちが望んだ言葉でもあるわけなのですけれども、なおかつ感触を付け加えていただける人があるとすれば、それは角田委員ではないかということで、少し迷惑かもしれないけれども、振ってみた、少し感触を聞かせていただいてという、そのくらいのことでしかないのです。

(島崎会長)

それでは、これで十分な表現になっているか、何かここに付け加える必要があるかないかというところで、角田委員から何かございましたらお願いいたします。

(角田委員)

そうなのです。何か欲しいですよね、確かに。何かが一言、いいフレーズが加わるといいなと、今、熊倉委員からご指摘を受けて、そうだったなと。療育段階のものが、例えば、学校に上がるときに、ないですよね。入学支援ファイルというのは、多分、入学する前の、就学前健診か何かのときに、各学校のほうで準備されていくものだと聞いているのですけれども、例えば、サポートブックであるとか、小さいときからの療育の記録的なものと学校のものとがつながっていなかったりするというのが現状なのです。いつもつなぎが、親の何かなのです。親が必ずその間のつなぎに入ってしまっているので、担任の先生が替わるだけでも相当つながっていけない感があるので、その部分が、例えば、入学支援ファイル、個別の指導計画、個別の教育支援計画をもとにというところで、確かに、それをもとに行くのでしょうけれども、もうつつですよね。何かもう一つ、ここに何かが欠けているという。

(島崎会長)

今の角田委員、それから熊倉委員からのお話で、事務局では文言をこのように入れるプロセスがあったと思うのですけれども、そこのところで、今のお二方の委員のお話をお聞きして、この部分なのかなということは特にご説明はないですか。

(事務局:障がい福祉課長)

この部分については、前回の熊倉委員、それから角田委員のご意見を受けて、教育委員会で

検討してもらって記載したという経緯です。それで、確かにどこまで書き込むかという問題は あるのですが、前段のほうで、現状の課題のところで、情報の受け渡し、共有はあまりうまく いっていませんという部分を課題として挙げているつもりですし、後段の、相当ボリュームを 割いて書いておりますけれども、さらに具体的な、何と何を使ってというところまで書き込む のはなかなか難しかったというところだと思うのです。それで、確かに、角田委員おっしゃる ように、保護者が間に入らないとなかなかつながらないという部分があるとは思うのですが、 逆に言えば、保護者の方も入ってもらってつないでいかなければならない部分は当然出てくる と思いますし、保護者と一緒に考え進めていきますと。それから、こういうものを使って、よ り情報の共有化、それから、伝達等をやっていきますと書いたのですが、おっしゃるのは、恐 らく、具体的なものをもっとここに書きなさいということでしょうか。その辺、またご意見が あれば、少し聞かせていただいて、これだけだとこれで終わってしまいますので、この資料2 -2、今日、お渡ししたばかりで皆さんなかなかあれなのでしょうけれども、一つずつの中で、 この資料2-2も意見があれば出していただいて、順序よくやっていただければと思います。 また、今日、資料2-2をお配りしたばかりで、なかなか意見がまとまらないという場合は、 次回もありますので、さらにそこについてはこういう形で追加するべきだとか、そういうご意 見を出していただければと思います。

(島崎会長)

今、事務局からそのようなご説明がありましたけれども、資料2-2については、今日配付されてご覧いただいた部分で、十分それが言葉としてされているかどうかということですね、3か年の計画ということですので、大事な部分はやはり外さないで作っていかなければと思っておりますので、この辺は、幸いといいますか、21日にありますので、そこのところで入れこんでいくという形で、熊倉委員、角田委員をはじめ、皆様から少しご意見をいただけるようにしていくということでよろしいでしょうか。

熊倉委員、そういうことでよろしゅうございますか。

(熊倉委員)

はい。とりあえず、こういう感触があるということを共有の情報としていただいただけで、 一つ、私のほうはそれでいいのかなと思っています。

(島崎会長)

分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

(松永委員)

資料2の何ページでしたか、5のところに障がい者とはとあって、そこに難病と書いてある

と思うのですけれども、難病の規定に入るというのでしょうか、国の障害者基本法に載っているので、少し分からないところがあるのですけれども、難病というと、今、研究対象になっているものが百二、三十ありますし、特定疾患に認められているものが 56 だったかあると思うのですけれども、これは難病の範囲というか規定があるのでしょうか。ただ難病とあると、なかなか治らない人がみんな自分は難病ではないかと思っている節もあると思うので、その辺で、ここにあると、多分、このあとに出てくる就労のところにも障がい者の雇用率だとかいろいろなところに出てくると、難病だけが、障害者手帳を持っていないと雇用率のところでも計算されないのではないかと思うのです。出てきた場合、ほかの部分でいろいろなサービスを受ける段階でのことが出てくると思うのですけれども、難病の範囲を教えていただきたいと思います。(島崎会長)

事務局、いかがでしょうか。あるいは、委員の皆様で、ここまでと考えているという。荻荘 委員、お詳しくいらっしゃると思いますが。

確かに、サービス支援が利用できるという規定になりますから、資格要件を表現するのはこの障がい者とはという定義の部分ですので、ここのところはどのようにどの範囲まであるのかというのは重要なことで、各種の障害者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がい者」ととらえますと書かれてあるわけですし、「社会的障壁」とはという説明もありますので、場合によっては、難病についてはこの範囲ですとか、あるいはここまでですということが出てくる場合があるのではないかというのが松永委員のお話だと思いますが、この辺はいかがですか。

(事務局:障がい福祉課長)

基本的に、てんかん、発達障がい、難病による障がいといろいろ出ていますが、すべてこれを明確に定義、うちのほうでこれはこうしますということをある程度やれればいいのでしょうけれども、社会的なそういう、今回、広く障がいをとらえようというような基本法もありますし、そういうところで入れてみると。ただ、雇用率などは、それぞれ雇用率の出し方の定義があるわけなので、どういうものは入りますというものはあるので、例えば、就労ではそういう形なので、就労のところで、逆に難病何々を除くとか、そういう必要はないのではないかと、事務局としては考えています。それぞれの、統計を取るときにはこういう条件があるわけなので、またそれを計画の中に全部盛り込むというのは少し無理な部分があるので、ということで、事務局としては考えています。

(島崎会長)

松永委員、いかがでしょうか。

(松永委員)

事務局の気持ちは分かるのですけれども、私は新潟県の難病相談センターの運営員になっていまして、その辺が難病の方の就労状況とか、いろいろな日々の状況を見ていると、障害者手帳をもらってしまえばそれなのだけれども、現実には、手帳がないのに、同じような障がいを持ってご苦労されている方々の状況を見ると、ここにこういう文章があると、どの程度までサービスを受けられるのか。あるいは、書いてあっても、ではだめだったのではないかと言われるのもあとで問題が出てくるのではないかと思うので、雇用率の部分はそういう現実はあってもそれはしかたがないとは思うのですけれども、いろいろなサービスにかかわってくることがあるのかなというのが、正直そのように感じましたので、少しお尋ねしてみました。

(島崎会長)

この辺は、荻荘委員、あるいはこころの健康センターもお出でになっていらっしゃいますが、 滝先生のほうでも、いかがでしょうか。

(荻荘委員)

難病自体の定義も難しいですし、特定疾患を含め、言葉のいろいろな問題が出てきますし、その言葉の定義自体も、松永委員が言うのは分かりますけれども、その他、いろいろ、難病として入っていないものを今後難病として認めるとか、いろいろな疾病がありますし、また、もう一つ、筋ジストロフィーの問題も出てきますし、それは難病の中には入っていない、いわゆる重度の障がいの児童福祉法の措置で入ってくるという問題も出てきます、筋ジストロフィー関係。その辺、いろいろな疾患を全部網羅するというのは非常に難しい問題ですので、ある面ではぼかしておいてもいいのかなという気がします。

(松永委員)

ぼかしきれればいいと思っています。

(事務局:障がい福祉課長)

障害者基本法では、改正されましたけれども、そこまでは入っていないのです。障がい及び 社会的、継続的にということで、これが入っているのは、前の計画のほうに、わざわざ同じく てんかん、発達障がい、難病ということで市のほうで入れているので、それを入れたほうが、 具体的に入れてしまうとそういう問題が出るということであれば取ってもいいのでしょうけれ ども、流れとしてはそうなっているということなのです。確かに障害者基本法ではそこまで入 ると思っています。

(島崎会長)

そうしますと、入れる、入れないという話もあるのかもしれませんけれども、しかし、実際、 荻荘委員からも、さまざま、なかなか限定しにくい部分もありますということも含めて、ぼや けてある部分があるということかもしれませんが、しかし、次のフレーズの、社会的障壁うん ぬんという、制約を受ける、合理的な配慮を必要とするというようなことで言えば、やはり、 生きづらさと言いますか、生活上の困難さがあるということがはっきりしているので、ここに 入れてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

改正障害者基本法の定義では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい)を含む その他の心身の機能の障がい、以下障がいと総称する、があるものであって、障がい及び社会 的障壁により、継続的日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 2項として、社会的障壁とは障がいうんぬんというように書かれてありまして、改正障害者基 本法では、その他の心身の機能の障がいという表現になっているわけですけれども、新潟市の 場合は、この前の計画でも、あるいは、てんかん、発達障がい、難病による障がい、その他の 心身の機能の障がいがあるためということで、改正障害者基本法と違うところは、あるいは、 てんかん、発達障がいを基本法では括弧付けで含むという形になっていますけれども、こちら では落としているということです。それから、難病による障がい、その他の心身の機能障がい と。できるだけ幅広く、いろいろなサービスが受けられるような形のほうがいいのではないか ということで、たしか、そうなったと思いますけれども、いかがでしょうか。これは、てんか ん、発達障がいというこの表現について確認していかなければならないところなので、その部 分も含めて、全体のところを見ていくという形でもよろしいでしょうか。今の定義のところに ついても含めて、全体の計画素案を確認していくということなのですけれども、障がい者とは というところについて、特に、コメント、どうでしょうか。少し違和感なくこのままずっと読 んできたものですから、これでいいのかなと思っていましたけれども。

(荻荘委員)

入っていたほうがいいですよね。

(島崎会長)

入っているほうがいいかなとは思いますけれども、これは前の障害者基本法では附帯決議の中に入っておりましたので、附帯決議に入っているものを、前の障害者基本法で附帯決議に入っていたてんかん、発達障がい、難病による障がい、その他心身障がいという部分が附帯決議だったので、それを附帯決議ではなくて、定義のところにしっかり入れましょうということで、前の計画のときにそれもあってきちんとここに入れましょうということが新潟市としての形だったと思うのですけれども、そういう意味では、附帯決議という形ではなくて、きちんと表に同じに出すほうがいいのではないかとは思いますけれども、今回、附帯決議という形ではなくて、先ほどのような定義が出ておりますけれども、改正障害者基本法の定義については網羅していると思いますので、それ自体に問題、不足があるということはないと思いますけれども。心身のという部分も入っていますので、大丈夫かと思いますけれども。

松永委員、よろしゅうございますか。

(松永委員)

はい。

(島崎会長)

それでは、障がい者計画につきまして、第一部の総論から、委員の皆様に一緒にご確認をさせていただければと思っております。

(滝委員)

前々回に質問といいますか、意見を言った者として確認なのですが、事前資料3で非常によくそれぞれの委員が質問された内容、意見等についてまとめてあるのですが、私が発言しました7ページの下の欄に、口腔保健福祉センター事業についての記載がほしいという、非常に端的にまとめてくださっているわけですが、それに対して、担当課のコメントとして、事前配付いただきました素案のほうに載っております。ありがとうございます。ただ、私は、口腔保健福祉センター事業のことについての記載がほしいということも内容には含めておりましたが、健診等の重要性を述べまして、その健診等の機会がすべての障がいのある方が希望すればできるような施策をというようなお話を申し上げたつもりなのです。担当課の方にはこのような短い内容でのご意見として言っているのか、私がお話しさせていただいたことがすべて伝わったうえでこの内容であるのであれば納得いたしますが、その辺のところをお話しいただければと思います。

(島崎会長)

滝委員の今の話、資料3の7ページの口腔保健福祉センター事業についてということで、資料2では27ページで、施策の方向性のところに書かれているわけですね。ここのところが、おっしゃった部分、もう少しあったということなのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

これは少し事務的な話になりますが、議事録を毎回作っておりますので、そこの議事録でこういう発言があったという議事録を添えて修正を求めた結果の回答であります。ただ、なおもニュアンスが十分伝わっていないという本日のご意見であれば、それをまたお伝えをして、再考するということはあろうかと思いますけれども、この一文だけを反映させよということで調整をしたわけではなくて、前々回の議事録を添えて修正を求めた結果だということであります。

(島崎会長)

滝委員のほうで、前回ご発言いただいたところで、もう少しこういう部分をということがあれば、その辺、具体的な表現のご提案をいただいてもいいかなと思います。

(滝委員)

繰り返しになるのですけれども、健診をするという意義を私は非常に強く感じておりまして、 データとしても出ておりますので、健診うんぬんという文言が入っていたほうが分かりやすい のかなと。実は、担当課の言葉に含めた意味というのは非常によく分かりまして、健診等の事 業が昨年度から口腔保健福祉センターの中の事業に取り込まれましたので、その一文を載せる ことで含まれているというような解釈なのだろうと思うのですが、ただ、市民が見た場合には、 そこまでは分からないわけですので、口腔保健福祉センターの関係者として、それをおこなう うえで、そういったことがきちんと条文に明記されることで、それらをないがしろにしないで 進めていけるのではないかと考えます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

そうしますと、例えば、細かいことで恐縮ですが、27 ページの施策の方向性の3行目ですと、歯科については口腔保健福祉センターを中心として、障がい者の歯科の健診及び診療というような、健診という文言が入るだけでもよろしいわけですね。今、委員がおっしゃった、センターを中心としてですが、必ずしもセンターだけではないわけですよね。センターを中心として、障がいのある方の歯科の健診及び診療というように、このところに健診というものが、診療だけではなくて、検診もしてもらいたいということで、それはかなり実態と即したことになるわけですので、入れても特に問題がないのではないかということですが、これは、関係のところ、今日はお見えでいらっしゃらないでしょうか。そこのところを健診及び診療をということで、今日、結論が出なければ、次回でもよろしいかもしれませんが、お願いしたいと思います。

(事務局:障がい福祉課長)

分かりました。ご意見を承りましたので、関係課とも一応確認しないとだめなので、入れる 形でやっていきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

(松永委員)

資料2のコミュニケーション支援の欄の、手話通訳だとかそういうものがあるところの。

(事務局:戸松補佐)

資料2の24ページで、(7)情報提供・コミュニケーション支援の充実と出てまいりますけれども。

(松永委員)

その辺です。そのところに、点訳推進事業とあったと思うのですけれども。

(事務局:戸松補佐)

24ページの一番下の四角、点訳推進事業ということで、主な事業でよろしかったでしょうか。 (松永委員)

そこです。これは、点訳だけなのでしょうか。音声訳はないのでしょうか。点訳と音声訳は 違うと思うのだけれども、視覚障がい者に関わるものでは同じようではあるのですけれども、 中身としては。

(事務局:大倉)

事務局からお答えします。

ここに記載している、これは従前の計画からも登場していたのですが、点訳推進事業という 既存事業というか、現行も続いている事業がありまして、それの指す中身については、例えば、 福祉のしおりという情報誌を出しておりますが、それを点訳する事業です。少し本来からは外 れてしまうのですが、その福祉のしおりという発行物だけをとらえれば、音声訳もしておりま すが、それはここで言う点訳推進事業には位置づけられておりませんので、ここに書いてある 点訳推進事業は、あくまでも点訳を指しております。ただ、音声訳を行うことは何もしていな いかというと決してそうではありませんで、例えば、音声訳が必要な情報発信の部分について は、それを含んでいるものもあるとご理解いただきたいと思います。

例えば、そこに続けて事業が書いてありますけれども、広報の部分だと、点字・声の広報という記載もあります。単独の事業として音声訳推進事業という事業は存在しないということであります。

(松永委員)

分かったような分からないような、音声は出ているのは確かに現実には出ているのですれども、点訳という項がありましたので、では、音声も同等になっていいのではないかと感じたので発言したわけですが、実際には、点字と音声で両方とも情報をいただいておりますので、その分はそれでいいのですけれども、それに少し疑問を持ったので発言いたしました。

(島崎会長)

今の松永委員のご発言は中身に入った部分だと思うのですけれども、確認ですが、現状と課題のところでは、市報にいがたの点字版や音声版を作成しという形で、音声版については市報にいがたに限定しているという書き方なのです。必ずしもそれだけではないのではないかということも含めてのご意見だと思うのですが、具体的な主な事業の24ページ、一番下の点訳推進事業は、後ろのほうの事業、施策名のところでいいますと、何ページになりますか。そこでも資料の中身を確認しておく必要があると思います。

(事務局:戸松補佐)

47ページです。

(島崎会長)

47 ページに、情報提供、コミュニケーション支援の充実で、点訳推進事業、担当課が障がい福祉課で、継続で、事業または施策の概要としては、日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、行政情報や一般刊行物を点字化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とするという事業の中身になっております。そうすると、点訳、点字版、音声版、両方入れてもいいかなという気がいたしますが、これを単純に読んでいくと、点訳推進事業とありますけれども、実際には音声版を作成するということもありますので、これも入れた事業とできるのではないかと私は思ったのですけれども、今の事業、施策の中身でいえば、必ずしも点訳に限らず、視覚障がいの方へのさまざまな情報提供についてきちんとやっていきますということなので、点訳だけではなくて、音声版の作成ということも含まれるのではないかと思います。ここも事務局のほうで、松永委員のご意見と併せて再考していただければとお願いしたいと思います。

(事務局:大倉)

これはどうしても、予算編成上の事業名になってしまっているのですけれども、点訳推進事業という、要は国の補助対象の事業と一致する関係がありますので、多分、歴史的にずっとこの形だと思うのです。ただ、現実的に、では音声訳を何もしていないかというと、決してそうではないということになります。例えば、表記するのであれば、ガイドブックの発行というようなあたりに、そういう音声訳でも情報を発信するという表現はできるかと思うのですが、すみません、今すぐお答えできる範囲としては、点訳推進事業に、例えば、点訳音声訳推進事業という名称にしたときに、それが問題ないのかというと、少しはっきり申し上げられないです。理由としては今言ったような理由があって、点訳だけが表記されているということです。

(島崎会長)

新たな計画づくりをしていますので、その辺は実態と合わせて、またさらにそれを推進していけるような形といいますか、そういうことになればいいと思いますので、この辺は、ほかのところからの補助事業という部分でのことで、どういう表記をするとということがあるのかもしれませんが、その辺、少しご検討いただきたいと思います。

今、事務局から、今の松永委員についての発言をいただいてから、柳委員からお願いします。 (事務局:障がい福祉課長)

いくつかそういうものがあるのですが、先ほどのガイドブックの発行などで、音声の事業も 含めるなり、その辺、検討させていただきます。

(島崎会長)

松永委員、よろしいでしょうか。

(松永委員)

はい。

(島崎会長)

では、柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

資料2のところで、24ページなのですが、コミュニケーション支援事業、障がい者対策支援 の手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業等と書いてありますけれども、「等」という言い方、ほ かに言い方を考えていただきたいと思います。

もう1点、手話奉仕員・要約筆記奉仕員ということが24ページにありましたが、47ページのコミュニケーション支援事業のところでは、手話通訳者等と書いてあるのです。言い方が少し違っているのですけれども、正しくはどちらの言い方いいのか。47ページは手話通訳者となっているのに、24ページでは手話奉仕員と書いてあります。手話通訳者なのか手話奉仕員なのか曖昧になっているので、名称をはっきりしていただきたいと思います。

(島崎会長)

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業と手話通訳者設置事業というように、表現が違うのは 統一したほうがいいのではないかということと、「等」というのは、もう一度指摘していただけ ますか。

(柳委員)

例えば、盲ろう者の場合は介護、支援が必要です。そういったものも含めて、盲ろう者の介助、誘導といったものも含めての「等」なのでしょうか。24ページの下から8行目、この「等」というのは、奉仕員のほかに何か含まれているということなのでしょうか。それを確認したいと思います。

(島崎会長)

分かりました。事務局のほうは分かりますか。24ページの施策の方向性のところです。2点、柳委員から出ているところです。「等」のところと、あと、文言の伝え方です。

(事務局:大倉)

はい。最初の「等」の部分ですが、この「等」というのは、現行の計画でもそのような表記をしておりまして、そこはそのまま使ったわけですけれども、資格がある手話通訳者という方の場合もありますし、あと、手話、要約筆記の方に限らないコミュニケーションを想定していると考えます。

ここでは、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣、要は、派遣するのは奉仕員、市役所の中

では奉仕員ですけれども、有資格者も含まれて派遣される場合もありますので、そのような表現にしていると理解しています。

(事務局:障がい福祉課長)

文言の部分なので、おっしゃるのは、手話通訳者と手話奉仕員・要約筆記奉仕員が違うのではないかということだと思います。手話通訳者も配置しておりますので、その前段の部分ごとの、現状と課題の1行目に、これまでとあるのですが、手話通訳者の配置や手話奉仕員、要約筆記者の派遣事業のほかとか、明確にさせていただきたいと思いますし、あと、その「等」が、うちのほうの手話通訳者もいて、その人間も手伝いをやっていますので、その人たちに限らずということで、入れさせていただいているということです。

(島崎会長)

よろしいでしょうか。

(柳委員)

手話奉仕員と要約筆記奉仕員のほかに、例えば、盲ろう者の介助通訳もあるのですけれども、そういう者が含まれているのでしょうか。

(事務局:大倉)

事務局からお答えします。その事業は含んでおりません。盲ろう者の部分には含んでおりません。新潟県がやる事業です。

(柳委員)

分かりました。

もう一つなのですけれども、言い方について、47ページでは、コミュニケーション支援事業の欄の中に、手話通訳者等の派遣をと書いてありますし、24ページでは手話奉仕員・要約筆記奉仕員という、通訳者と奉仕員という言い方になっているので、その辺りをご説明いただきたいと思います。

(事務局:大倉)

事務局から説明いたします。24ページは、お話のように、24ページの「等」に手話通訳者も含まれているということでご説明したわけですけれども、47ページにも「等」がついておりますので、同じものを指しているときに代表で「等」の前に持ってきた言葉に違いがあるということだと思いますので、これは整理をして、同じ表記にいたします。

(島崎会長)

「等」の使い方というのは、二つ並べて、表現のしかたがあるので、その辺は全体の中でトーン調整を確認しながらやっていただきたいと思います。その辺のところは、次回までに整理して出していただくということでよろしいでしょうか。

(柳委員)

了解いたしました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

それでは、資料2の第2次新潟市障がい者計画素案(案)につきまして、全体について、第 2部のほうでのご質問とご確認のところが入っているかと思いますが、ページ、頭のほうから 見ていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

市民憲章、わたしたちのめざす新潟、目次がありまして、第1部総論で、総論につきましては、先ほど障がい者の定義についてのご質問等もありましたが、目次にありますような計画策定の趣旨から8の新潟市における障がい者のニーズまで記載されております。この部分については、さまざまご意見をいただいている部分もありますが、計画策定の趣旨、位置づけ、基本的な理念及び基本的な考え方、計画の期間、それから、障がい者とは、構成のところまでが骨格だと思いますが、あとは、7番、8番と障がい者の状況となっております。このところについては、おおむねこれを素案としてお認めいただけるかということで、ご確認していきたいと思います。

(斎藤委員)

資料2と資料3を見ながら、意見といいますか、お聞きしたいのですが、資料3の事前に送 っていただいたものの中の1ページの上から2番目の欄に、塚野委員が二つのものを、明確に するものを追加してほしいという意見に対して、反映方針のほうに資料2の1ページの総論の 1のところでその趣旨が含まれていると思いますというお考えであるわけで、それはそれなり に読めるのですけれども、そこまで読みまして、私がふと思ったのですが、施策推進協議会の 決定のもと、作業部会が進行中で、ときどき傍聴させていただいているのですが、そこで、大 詰めに来て、いよいよ市長に作業部会で新潟市の障がい者権利条例(仮称)というものを準備 作業をしているのもがそろそろ大詰めに来ていて、市長にどのように持っていくか、どう説明 するか、どういう手順が必要かということを、前回の作業部会でお話をしていたように思うの です。もし、そのような障がい者の権利条例というものを、今、準備しているとしたら、その 作業部会の人たちは、本当に広く市民に意義を説明していきたいわけですし、何よりも市長や 議員のほうでも理解してもらわなければいけない、どうするかというところを前回はお話しし ていたと思うのですが、ぜひ、この総論の趣旨の最後のところで、この趣旨全体を強く推進し ていくために、市民一人一人の理解を努力というものが必要だろうと思いますので、そのよう な文言と、現在、新潟市障がい者条例(仮称)を作成するべく鋭意このようなことをやってい ますというようなことを入れないというのは、どのようなものなのでしょうか。趣旨に反する

ものなのでしょうか。せっかく、今、条例を作るべく努力している、それがなかなか、議員や 市長や関係部局やそういうものに、多分、今、ほとんど知られていないところでの作業になる わけですけれども、それを理解していってもらうというのは、これからが大変な道のりになる と思うのですけれども、だから、あらゆるところの機会を捉えて、あるいは文章をとらえたり して、どのようにして、障がい者のこのようなさまざまな計画を推進し、趣旨を徹底し、新潟 市民全体がそれを推進していくようになるためにはどうするべきかということを考えますと、 機会を捉えて何か訴えていく必要があるのではないかと思って、申し上げます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

斎藤委員におかれましては、本当に作業部会の傍聴に積極的に参加されていらして、そのうえでのご発言かと思います。市民一人一人がこの計画策定の趣旨について理解して、本当に新潟市がまさに共生社会を実現するということに積極的に取り組んでいくのだと。そのためにも、この計画について周知しつつ、市民が一体となって作っていくのですというような文言がこの最後のところに入ってもいいのではないかと。その部分は、私もあっていいかなと思いますが、条例を作るということについて、ここに書く範囲に入るかどうかという部分と二つが今のご意見の中にあるかと思いますけれども、前半の、作って、それをさらに市民一人一人が理解して、障がいのあるなしに関わらずというところの、地域社会新潟市づくりを目指していきたいと。基本的理念及び考え方のところにつながる部分があって、2のところにその部分が書かれてもいいのかなと思いますが、計画策定の趣旨のところ、計画をどう市民全体が、一人一人が理解して共生社会を作っていく糧としていくのだという一文が趣旨の最後のところに、斎藤委員がおっしゃったような表現で入ると、なお一層これを、誰のために作っているかという、市民が手元に置くくらいの気持ちで作るわけですので、それに基づいた施策を推進していきましょうという、最終的には議会を経て、市としてということなのですけれども、その一文が入ってもいいかなということ。

条例作りに向けては、取り巻く状況や法制度の改革の動きに的確に対応していくという中に その部分が含まれるかなという気もしないでもないのですけれども、私、取りまとめながらこ のように発言してしまいましたけれども、ほかの委員の皆様も、あれでしたら、今、第1部総 論のところでご確認いただいているところですので、今の斎藤委員のようなご意見があればい ただいて、それをまた少し加筆していくということもできるかと思います。いかがでしょうか。

事務局から何か。事務局とキャッチボールするだけではなくて、ほかの委員の皆様も、どう ぞご発言いただければと思います。

(事務局:障がい福祉課長)

市民一人一人の理解と努力うんぬんの部分は、私も非常によく分かりました。

あと、基本条例は、今、斎藤委員おっしゃるように、それこそ毎月一生懸命ご検討いただいているところですが、私はこの計画の中に盛り込むところまでは行っていないかと思います。 逆に、これから作っていく中で、また別の方法で、当然、いろいろご意見を聞いたり、市民の方にもお知らせしなければならない部分があるので、事務局としては、基本条例をそこに入れるのはまだ早いのかなと思っております。

(斎藤委員)

分かりました。

(島崎会長)

この辺のところ、次回までに少し整理をして、斎藤委員のおっしゃった、総論の部分で大事なところだと思いますので、反映させていければと思います。

1部については、ほかにいかがでしょうか。計画素案として、次回やりますけれども、文言の修正ですとか加筆ですとか、今、ご意見いただいたところも併せながら、21日に最終確認をして、パブリックコメントに当てていくということになるかと思いますが、作業としては、ということで、次回、お気づきのところがありましたらということもできるのですが、今回、ここで確認していくということでできればと思います。1部の総論のところは、ひとまずこれで案として、この会議ではこれでよろしいということで。では、まず、これで第1部についてはこれで確認をさせていただきました。

あと、第2部とそれぞれの事業のところを見て確認していくということなのですけれども、 荻荘委員、ご都合があって3時ということでお聞きしていますが、もしでしたら、ご意見をい ただいて、それから少しお休みをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 (荻荘委員)

26ページ、27ページなのですが、ページ数としてはこのページなのですが、私は新潟県の身体障害者更生相談所に長年いまして、リハビリテーションという言葉を安易にカタカナで使っているのです。非常に引っかかるのです。我々専門家として、リハビリテーションというと、アメリカリハビリテーション法というものが1943年に制定されて、そのときの日本語訳が、戦後、いわゆる更生ですね、知的障がい者の更生、身体障害者更生相談所というものが新潟市にもありますけれども、更生という言葉に日本語訳されています。1970年代、いわゆる自立と参加ということにリハビリテーションという言葉自体が変わってきていますし、そうすると、今、ここで使っているリハビリテーションというのは、例えば、病院に行って、骨折のあとにリハビリテーションというのは、例えば、病院に行って、骨折のあとにリハビリテーションでもやって帰るかというような、いわゆる狭い意味での機能訓練なのです。リハビリテーションというのは、もともと大きな意味での福祉を統括する大きな言葉の意味と狭

い意味があるのですが、ここでは狭い言葉と大きい言葉といろいろごちゃ混ぜに使うのは、やり方なのですけれども、この2番の健康診査やリハビリテーションと言っています。その下にも医療やリハビリテーションなど経済負担の軽減、これは一体全体何をやってきたかというと、市が車いす身体障がい者健康診査事業と、これは10月の1か月間くらいですよね。通年で、いわゆる障がいを持っていない方と同じような健康診断も医師会でもずっとお手伝いしていますが、通年でやったらいかがかという気がまず一つします。

26ページの真ん中辺りに、成人に対しては、脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防する。これがまさにリハビリテーションという意味にもなるのですが、これは、今年度末、平成24年3月までに、いわゆる医療保険と介護保険の同時改定がありまして、そちらのほうでいろいろなことでもめて、そちらにも携わっているのですけれども、そうすると、実際に、障がい者計画の中でこれを予防するために健康診査、保健指導を実施していますと、やっているのですかという気がするのです。いや、やっていますと言えばそうなのでしょうけれども、そうすると、今までの、このやっていますという文言の中には、49ページにある機能訓練事業、健康増進課の継続になっていますが、40歳から64歳の心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止し、日常生活の自立をうんぬんということが49ページに書いてありますが、これを指しているのかなと。ほかには、事業的には実施していますというのですが、あまりないのではないかという気がします。

もう一つ、これだけ医療保険、介護保険がたくさんなお金を使っていろいろな事業、サービスをやっていますと、いわゆる障害者自立支援法ということで、メインとしてやれるかというと、なかなか周知徹底は難しいですし、事業として成り立たないと。ということは、医療保険や介護保険の法でも周知徹底がなされてきていますので、あえてこちらのサービスを使うというのは、ケアマネージャーなどよく分かっている者は、ホームヘルプサービスにしてもそうですけれども、横出しサービス的に自立支援法でも使ってくる場合があります。結局は、年齢の制限がないと、介護保険では2号被保険者というのは40歳以上ですけれども、障害者自立支援法などで新しい障がい者うんぬんの定義から言うと、80歳でも90歳でも、大変失礼な言い方なのですが、障がい者は障がい者ということでサービスを使えということになると。ケアマネージャーはその辺は上手で、介護保険、医療保険の足りない部分をこちらの制度に乗っているいろなサービスをケアプランニングしてくるという。私に言わせれば資源の無駄遣いだなという、極論的な言い方をさせてもらえば、基本的に使える制度があれば、その中でうまくやっていくのが介護保険、医療保険、ケアマネージャーなのかなという気がしております。

27ページのこの文言は、医療及びリハビリテーションの充実、この中で、五、六行目に、また障害者の自立と社会参加、これを英語で言うとリハビリテーションなのです。だから、言い

換えますと、障がい者のリハビリを促すためにリハビリテーションが必要であると。いわゆる これは二重に使っているのです。だから、これは後ろのことは要らないです。障がい者の自立 と社会参加を目指すために、機能訓練事業。機能訓練もリハビリです。障がい者の自立と社会 参加、自立と参加というのは大きな意味でのリハビリテーションの日本語訳です。機能訓練と いうのは、狭い意味でのリハビリテーションの訳でございます。そうすると、これは文言とし て、また、障がい者の自立と社会参加を促すために、機能訓練事業を地域で実施してきました。 医療や介護保険でのリハビリテーション、ここを変えれば、医療や介護保険でリハビリテーシ ョン事業の充実に伴い、事業に参加している人が減少しているために事業の内容について検討 が必要になっていますということです。先ほどの後ろに掲げている、リハビリを行いますとい うことが何かということが、先ほどの機能訓練事業、健康増進課のことだけを指すとしたら、 また、医療や介護保険で、今、医師会でも問題になっているのは、特定機能というか、そうい う特定機能訓練、介護保険でのサービスの中でも、それの参加者が少ないということで、どう するかということも問題になっておりますし、また、医療や介護保険での訪問リハビリも含め て、通所リハビリも含めて、やはり、非常に充実してきております。そうすると、これはこの ように書き換えて、なおかつ、事業内容について27ページで検討が必要となっていますという のであれば、26ページの2行目の障がい者のさまざまな疾患への早期対応や機能低下の防止の ために、健康診査や訪問指導、相談などの実施などに努めますと、リハビリテーションという 言葉を抜いてしまってはどうですか。なかなか今までの経過でこういう言葉を減らすというこ とは、いろいろ、あと、就労移行支援、施設サービスで自律訓練の機能訓練事業なども、それ もリハビリではないかといえばそうだから、それは残しておいたほうがいいということであれ ばそれはそれでいいのですけれども、何となく、長年、30年近くリハビリテーションというこ とでやってきた人間にとっては少し違和感がある文章だと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。この 26 ページ、27 ページの、リハビリテーションという文言がかなり使われているけれども、それが本当にリハビリテーションを分かって書かれているかどうかということも含めてですね。

(荻荘委員)

名は体を表すではないですけれども、本当にそのリハビリテーションと言えるものが実施されているのか。塚野委員や遁所委員にもお話を聞きたいのですけれども、私の今の意見をどう思いますか。

塚野委員も手や足がご不自由なさって、いわゆる狭い意味での機能訓練を受けていたわけで すよね。ところが、ここは大きな意味でのリハビリという言葉と狭い意味でのリハビリ、どち らも同じ、使う場合はですね。

(塚野委員)

私も佐藤先生から講義を受けて、やっとリハビリテーションの意味が分かったということです。したがって、大きな意味で使うべきだと。

(荻荘委員)

遁所委員、どうですか。この文章に違和感はなかったですか。

(遁所委員)

リハビリという言葉が、同じように感じていましたけれども、それに尽きます。

(荻荘委員)

今すぐ結論でなくても。

(島崎会長)

ありがとうございます。基本法などの中には、そういう意味では、荻荘委員からご指摘いただいた部分で見ると、かなりリハビリテーションの提供ですとかリハビリテーションの研究ですとか、そのようなことが書かれているのだけれども、では、実態としてそれが具現化された事業というのはどういうものかということを検証していかないといけないのではないかと、荻荘委員からのご意見で感じたところですけれども、この部分については、少し表現的に、リハビリテーションという表現をどういう形で障がいのある人たちの、それこそ社会的な障壁の軽減も含めた形で環境整備をしていくというところにどううまく表現として、違う別の表現が使われるようであれば、それを少し考えていくということで、今、荻荘委員からいただいた、あるいは、遁所委員、塚野委員からも少しご意見をいただいたところですが、ここについては、少し文言の説明を後ろで載せるという方法もありますけれども、少し次回に検討するということで、場合によってはまた荻荘委員のほうに事務局から相談させていただくということも含めて、ここは少し再考するということでよろしいでしょうか。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

保健、医療、福祉の充実の部分、26、27ページ、それから、実際の事業のところでは、具体的にはリハビリテーションという文言は使われていないわけです。事業の中で、後ろのほうで見ていきますと、確かに、リハビリテーションといいながら、かなり限定的なといいますか、書かれていないわけですよね。今、荻荘委員から見ていただいたように。ですので、そこのところを市として今後どういう形で取り組んでいくかということも含めて。

(荻荘委員)

要は、新潟市もそうですし、我々委員の中でも、基本的にリハビリテーションという言葉をどう定義づけてどうとらえましたという脚注のようなものを載せると非常に分かりやすいです。

そうすると、乱用という言葉はあれですけれども、多用しません。きちんとした定義をしない と、リハビリテーション自体を。

(島崎会長)

そうですね。本当に、高齢者、私ども、普段に整形に行ってリハビリを受けたのだというような理解でこれを読むことがどうなのかという部分も出てくるわけですので、今、荻荘委員がおっしゃったように、解説の中でも、リハビリテーションという文言は随所、条文の中で使われているわけですので、その部分が具現化した場合にどういうことを意味しているのかということも少しおさらいしながら、リハビリテーションの、今おっしゃったような、非常に幅広い、あるいは、狭義、広義とこういうとらえ方がありますよと。それで、この計画のところではこういうとらえ方をしておりますということを記載するということも含めて、少し、次回のところまで、もう一回整理して作ってくるということにさせていただくことでよろしゅうございましょうか。

では、少し過ぎたところであれですけれども、今、具体的に2部のところでご意見をお聞きいたしましたけれども、荻荘委員が3時くらいまでということでしたので、先にご意見をいただきましたが、ここで10分くらい休憩を入れて、2部のところと思います。この時計でいきますと、3時10分までですと短いでしょうか。大丈夫でしょうか。少し一息入れさせていただいて、3時10分過ぎくらいに再開させていただきたいと思います。

(休 憩)

(島崎会長)

皆様、席に戻っていらっしゃいますので、時間もそろそろでございますので、今日は、二つありまして、まだ1のほうが終わっていなくて大変申し訳ございません。続けさせていただきます。

荻荘委員は3時以降ご予定がおありということで、事前にご発言いただきました。リハビリテーションという言葉については、基本法の旧法でも改正法の中でも使われている表現なのです。それが実際に具体的な事業としてはどういうことを意味しているのかということをきちんと確認をして、そして、それを、繰り返しになるようでも、文章の中で説明文を入れていくこととか、あるいは、またさらに後ろのほうの用語のところで追記していくとか、そういうことで、障がい者の法律制度のところで使われている言葉ですので、荻荘委員が先ほどおっしゃっていましたけれども、入れるものは入れるにしても、それについて、具体的に国としてはどういう政策をそこで打っているのかとか、では、市はこれまでどうだったのか、今後どうなのか

ということがきちんと読み取れるような表現を、この 26、27 ページに入れていく。これは障がい者の定義のところに入る、当事者の方々に沿った形でということだと思いますので、その辺を事務局と確認をして、そして、必要に応じて医療現場にも教えていただきながら、次回までに少しまとめていきたいと思います。そういうことで、この第1部については、今、2部のところですけれども、そういうことにさせていただければと思います。

1部のほうは一応ご確認いただいたということで、第2部が各論、そして、第3部が計画の 推進に向けてということでございます。計画の推進に向けてということについては、障がい者 施策推進協議会というこの会議の名称が、今度の法律改正によって違う名称になって、計画の 推進については、新潟市障がい者政策委員会、仮称ですけれども、そういう委員会に変わると いうこと。あるいは、主な事業は、地域自立支援協議会との連携を、それぞれ単独でもそれぞ れに役割を果たし、また、連携共同して推進を図っていくということが大事な部分ではないか と思います。それと併せて、2部、3部のところを併せてご意見をいただければと思います。 福祉計画のほうもありますので、少し早足で進めていければと思っておりますが、それぞれ、 第2部各論、第3部計画の推進のところでご意見をいただければと思います。

(塚野委員)

骨子のところで気がつかなかったのですけれども、意見ではなくて質問です。雇用のところで、社会的雇用を検討するというように記載されていますけれども、例えば、どういうようなイメージのものを社会的雇用と位置づけて記載されたのかと思います。例えば、大阪府箕面市のようなものをイメージして言っているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど、リハビリテーションの意味合いということが出てきましたけれども、これは障がいとはということもまったく同じなのです。その辺を、できれば、障がいとはとリハビリとはと、これは本当に共通した課題があると思います。

(島崎会長)

塚野委員、最初のところについては、ページはどこでしたでしょうか。

(塚野委員)

30ページの上から3分の1くらいのところに、社会的雇用についてはとあります。

(島崎会長)

今、塚野委員がおっしゃったのは、「社会的事業所」による「社会的雇用」についてはという、 この社会的雇用についてはどういう意味で使っているのかと。

(塚野委員)

どのようなイメージですね。

(島崎会長)

どのようなイメージで使っているかということで、ご説明いただきます。

(事務局:障がい福祉課長)

本文は、今、塚野委員がおしゃったとおりに、箕面市やそういうところでやっているものを 基準にして記載しております。それも検討していきましょうという意味合いです。

(島崎会長)

そうしますと、この社会的事業所ですとか社会的雇用というのも、最近の障がいのある人たちの就労の形ということで、今後かなり進んでいくと思いますけれども、これについては、説明が必要ですね。これを地の文で読んでいくと、これはどういうことなのだろうという部分があると思いますので、今のやりとりのようなことが少し、この2行のところで社会的雇用について説明があるのか、または後ろのほうで、下段のところで米印でも入れたりしての説明が必要かと思います。

(事務局:障がい福祉課長)

分かりました。

(島崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

(柏委員)

前もって意見を申し述べなくて申し訳なかったのですけれども、精神障がい者に関してですが、地域生活への移行に関して、取り入れていただいて非常に感謝しています。私のお願いというか、これも文言に入れたほうがいいのではないかと思うことでお話ししたいと思います。26ページの障がいの予防と早期発見・早期対応というところなのですが、最近、精神障がい者、特に統合失調症の発症についてですが、前駆症状というのですか、それが中学高校くらいの学校生活で対応すると、学校生活を続けながら社会に適応していけるような状態になっているという情報があります。それから、テレビなどの報道では、実際に保健室や担任や医療が協力をしながら、発病までにいかないうちに予防できるということが出たりします。それから、東邦大学のデイケアのほうで、発症5年以内に集中的にデイケアで治療することによって、自分のもといたところに戻れるというか、学生に戻れるという、早期治療のことも出てきています。ここのところに、精神障がいについては全然出ていないので、それも入れたほうがいいのではないかと。私は具体的な文言が思いつかなくて申し訳ないのですが。

現在、100人に一人が発症すると言われていまして、特に、思春期のときになかなか見分けがつかないという状況もあります。それから、支援学級の中に知的障がいや情緒障がいの子どものほかに精神障がいの人も入っていたりすることもありますので、現実には、医療と協力しながら、学校教育の中で対応していると思いますので、今後、大きな問題になってくるのでは

ないかと思いますので、何とか入れていただきたいと思います。

それから、こころの健康センターのほうでデイケアがこの中に入っておりますけれども、私 もデイケアには非常に期待して、要望書で言ったのですが、デイケアとの関わりとか、その他 のいろいろな項目で、この問題については入っていくと思うのですが、ぜひ、予防というとこ ろで入れていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。今、早期発見、早期対応のところで、思春期の発症への対応ということだと思いますけれども、こころの健康センター、担当の方、その辺のところはいかがですか。入れられる、実際にあるということですので、表現として入ってもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(こころの健康センター)

こころの健康センターからお答えしたいと思います。

早期介入、確かに、今、盛んに研究等が始まっております。ただ、まだ事業としてどのように展開していくのが効果的であるのか、実際に証拠がそろっているかと、なかなかまだ試験的なところで、今、お話しのように、東邦大学の試みなども始まって何年かたっているとは認識していますけれども、まだまだこうやると一般的に予防できるとか、そういった取り組みが広く普及し始めているというよりも、むしろパイロット的というか、事業かと思いますので、こころの健康センターの調査研究や啓発普及の中で、そういったものを考えていることはもちろんできるかと思うのですが、事業として、今回の計画に取り入れることができるかというと、若干厳しいような気がいたしますが、情報等を集めて、入れることができるかどうかは検討したいと思いますが、国のほうでもどうやったらいいかというメニューが示されているわけではありませんので、その辺りは検討させていただくとしか今の段階ではお答えできないと思います。

デイケアの点ですが、23ページのデイケアを指していらっしゃるのでしょうか。

(柏委員)

それもありますけれども、46ページのところに精神障がい者デイケアとありまして、平成24年から実施予定とありますし、精神障がい者家族教室も同じくなっています。発症したときに、本人だけではなくて、家族が非常にショックを受けますので、家族教室とデイケアと両方の形が一つあると、相当治療を進めることができるのではないかと思いますので。

(こころの健康センター)

これについては、申し訳ないのですが、新しく始めるというよりも、現在、全部の区ではありませんが、いくつかの区で行われているデイケア事業を指しているところと、家族教室につ

いては、以前は政令指定都市になる前は統合失調症に関する家族教室をやっていたと認識して おりますが、これは、今、こころの健康センターのほうで最近患者が急増している鬱病患者の 家族教室のほうにシフトしてやっていますので、統合失調症を含めていろいろな疾患全部でき ればいいのですが、なかなか全面展開は難しいので、今は鬱病のほうをやっているという段階 であります。

(島崎会長)

ありがとうございました。柏委員から出された件については、現状と課題といいますか、今後、取り組むべき課題としては、若年者への何かが対応をしていくことも今後必要になってくるだろうということが入っているといいかなとお聞きして思ったところなのですけれども、必ずしも具体的な事業の中に入れられるかどうかというところは、この計画を進めていく中で入って、それも継続、あるいは事業の拡大という形で入れていければいいのかなとも思いますし、また、少しそういうニュアンスが、障がい予防と早期発見、早期対応のところに、精神障がいの方への表現が少し、障がいということでは一元化されているのですけれども、その辺のところが入れられるようだったら、少し文言的に検討していただけるとというのが、私、まとめ役の役目かなと思って、今、発言させていただきますが、そのようなことで、担当部署のほうでも少しご検討いただければと思います。

(こころの健康センター)

分かりました。

(島崎会長)

よろしいでしょうか。

(柏委員)

それでよろしいかと思います。具体的なことまでは今後の課題ということで、ここに、たまたま、例えば、発達障がい支援センターとか、障がいについて少し出ていましたので、特に、発病当時、こころの健康センターに相談にいくことが多いと思いますので、そこで事業をするというよりも、そういうところにつないでやっていく指導的な面をやっていただければありがたいと思います。

(こころの健康センター)

分かりました。その方向で検討したいと思います。

(遁所委員)

言葉のところで、荻荘委員から、リハビリテーションの説明をしていただいて、改めて、相談のほうでもう一度、3部の40ページの障がい者相談員設置のところで、ピアカウンセリングという言葉が出て、それから、各論の最初のほうのピアカウンセリングとありますけれども、

障がい者相談支援事業の中で、相談員によるソーシャルワークのところ、それから、ピアカウンセリングの講習を受けたピアカウンセラーの設置ということで理解をしていて、文章を読んでいたのですが、40ページの障がい者相談設置のところで、各地域の相談員によるピアカウンセリング等を通じてという文章を読むと、相談員というのはソーシャルワーク的な一般的な相談であり、ピアカウンセリングというのはカウンセラーによるカウンセリングなので、そこのところをもう少し丁寧に説明がいるのかなと。障がい者相談員というのは、自分の障がいについての経験のところはお話しできると思いますけれども、カウンセリングではないと思うのです。カウンセリングというのは、カウンセリングの勉強をした、いわゆる講習を受けた、そういうところでやっているところだと思うので、このピアカウンセリングということだと、普通に使われると、なおさらその内容が問われると思うのです。そもそも、ピアカウンセリングというのは、アメリカのほうでもアルコール中毒患者のカウンセリングを発祥とした、そして、障がい者団体がピアカウンセリングの手法、もともとカウンセリングなので、そのところを少し、言葉が、こだわるのも申し訳ありませんけれども、そういう気がいたしました。意見として発言させていただきます。

(島崎会長)

そうですね。40ページの障がい者相談員の設置で、各地域の相談員によるピアカウンセリング等を通じてと。そうすると、障がい者相談員は全員がピアカウンセラーではないですよと。ピアカウンセラーになるためには、一定の行政研修等、プログラムがあるわけですので、相談員によるピアカウンセリング等といった場合には、全部の相談員がピアカウンセラーではないけれども、誤解されるということがあるということですね。その辺は、ピアカウンセリングとかピアカウンセラーという言葉が割とだんだん周知されてきますと、当事者が相談員になるという場合に、みんなピアカウンセラーやピアカウンセリングというような理解になってきているかもしれないので、そこのところは少し間違いのないようにしたほうがいいのではないかという、遁所委員の発言の趣旨です。この辺は、書き方の、40ページのところは、少し、そういう意味では整理したほうがいいのではないかと私も思います。よろしいでしょうか。

これは、次回まで、相談員によるピアカウンセリング等ということよりも、相談員及びピアカウンセラーによるというように書いたほうが正確ですか。40ページのところで、ご指摘いただいたところはできるだけ解決しておいたほうがいいので、40ページの上から二つ目の事業ですが、各地域の相談員及びピアカウンセラー等を通じてとか、相談員またはピアカウンセラー等を通じてという書き方のほうがよろしいですか。誤解がなくてよろしいかと思いますけれども。

いかがでしょうか。第2部各論の1地域生活の支援、今、遁所委員からご意見をいただきま

した。この部分についてはよろしいでしょうか。この中身でよろしいでしょうか。特にご意見がなければ、地域生活の支援については、これで案としてということにさせていただきます。

保健・医療・福祉の充実については、リハビリテーションのことについて荻荘委員からご意見をいただきましたので、ここは少し文言の使い方を整理して、具体的な事業の中身と、言葉が整合するような形で、用語の説明なりをすることも含めて、次までに持っていきたいと思います。

雇用促進と就労支援については、社会的雇用をご指摘いただきましたので、これをもう少し、この行のところを理解しやすいように、あるいは、別に用語で説明するなりして対応していきたいということにさせていただきたいと思います。

療育・教育の充実につきましては、よろしいでしょうか。32ページになりますけれども、よろしいでしょうか。特に問題がなければ、目次に沿って、生活環境の整備に問題がなければ、 これは案として出させていただきたいと思います。

それから、6の啓発・広報活動の推進ということで、角田委員、お願いします。

(角田委員)

この、今あがっている主な事業の中に組み込むことができるのかどうかお伺いしつつ、世界自閉症啓発デー、4月2日、これは国連で決まった啓発の行事ですが、日本では、発達障がい者啓発週間ということで、4月2日からの1週間を発達障がいの人たちの啓発週間にあてましょうということになっています。平成21年度に1回目、平成22年度に2回目のシンポジウムを開催しまして、今年は震災があって啓発ができなかったのですが、こういったものが広報活動の推進の中に文言として上げていただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。障がい者デーですとか障がい者週間がありますけれども、こういう啓発・広報活動の推進、ひいては計画を策定する趣旨といいますか、共生社会の実現に向けての一つの大事な部分だと思いますので、角田委員のおっしゃった部分が、具体的に事業のところで、はじめとする啓発・広報活動事業として起こして、あるいは、具体的な3か年の継続事業の中にそれぞれ書けるかどうかということも含めてのことですが、いかがでしょうか。

(事務局:大倉)

施策の方向性としての部分では、啓発を行っていくという方向性の中に、例えば、自閉症啓発デーだとか障がい者週間という、日本全国というか世界的にも注目が集まるときに合わせて、そういう機会をとらえてということを加えることは必要かと思います。主な事業として、事業化という部分でどこまで記載できるかということについては、検討させていただきたいと思い

ます。現実、単独事業としては現在ないので、どうできるかということは検討させていただきたいと思います。

(島崎会長)

関連する事業のところにそれを明記することで、忘れずにそれもやります、取り組みますということになることが必要だと思いますので、今、大倉さんからありましたとおり、ここのところに、施策の方向性の中に具体的に、今、角田委員がおっしゃったようなことや障がい者週間などをあげて書いていくということが大事かと思いますので、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。第2部につきましては、今、啓発・広報活動の推進ということで、角田 委員からご意見をいただきました。特に、第2部のところ、よろしければ、この中身で、案と してご確認いただいたということにさせていただきたいと思います。

3の計画の推進に向けてというところはいかがでしょうか。1が庁内の協力体制、2が当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力、そして、計画の推進ということで、これは法改正によりまして、関係機関とのネットワーク、特に地域自立支援協議会との連携調整ですとか、名称が新潟市障がい者政策委員会、役割もきちんと改正基本法の中で明記されておりますけれども、推進に当たっては、この3項目でやっていきますということです。山賀会長、自立支援協議会のご意見もおありかと思いますし、どうぞ、1部、2部、3部と追ってきまして、ぜひ、せっかくでございますので、ご意見をいただければと思います。

(山賀会長)

私からというよりは、今回、事務局から、今、若干、自立支援協議会の進捗状況というような形で発言していただこうかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(島崎会長)

この場、タイミングとして、よろしゅうございますか。あとのほうがいいですか。

計画の推進のところでは、地域自立支援協議会との連携のしかたの書き方などはこれで大丈夫でしょうか。ずっとこれで両輪という感じで連携、調整しながら、多分、オブザーバーとしてというよりも、私は委員として入っていただくほうがいいのではないかと個人的には思っておりますけれども、そういう推進に当たってのところで何かお気づきのところがあれば、特にまたと思いましたが、山賀会長、これでよろしゅうございますか。

(山賀会長)

遁所委員も、いいでしょうか。私はいいと思いますけれども。

(遁所委員)

地域自立支援協議会の部分は、相談支援事業、事務局で入っていて、それが大きな役割を担っているということで、それもここに書かれてあるのでよろしいかと思います。やはり、熊倉

委員がいつもおっしゃっている、自立支援協議会に、当事者が入る、入らないというところの 整理といいますか、そこはまた検討をお願いしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。それは障がい福祉課が所轄のところですので、ぜひ、お願いしたい と思います。

議事の2を今日は何とか、そちらにも入っていかなければと思っておりますので、よろしいでしょうか。第2次新潟市障がい者計画素案につきまして、第1部、第2部、第3部といろいろご意見を頂きながら確認してまいりました。頂いたご意見のところで、修正するところがいくつかございますが、それも含めて、次回、お示しいただきます、事務局からお出しいただきますが、まず、それも含めて、この素案で確認をさせていただいたということで、お願いしたいと思います。修正はあるが、これで案として確認したということにいたします。

続きまして、議事の二つ目ですが、第3期新潟市障がい福祉計画素案につきまして、今日は、 1のほうをとにかく確実に確認をさせていただくと。また、2についてもご説明いただき、ご 意見をいただき、そして、次回で確認をしていきたいと思います。ご説明いただき、また、貴 重なご意見をいただきたいと思います。

事務局からお願いいたします。

(事務局:大倉)

それでは、障がい福祉計画に関しまして、お配りした資料を説明させていただきます。使います資料は、資料3の後半部分と、4、5、6になります。資料3の後半部分は、障がい者計画同様に頂いた意見に対する計画反映の方針ということで、まとめた資料になります。それから、資料4の前に、資料6を先にご覧いただいてよろしいでしょうか。

資料6は、10月31日、前回の協議会のあとに国の主管課長会議が行われたわけですけれども、そこで、前から、退院可能精神障がい者の減少という、2期計画まであった目標値の扱いが10月31日にようやく示されました。また、併せて、障がい福祉計画を作るうえでの国の基本的な方針の改正案が併せて示されたところです。それによりますと、資料6の1ページ目の中ほどになりますけれども、ずっと保留状態にしておりました、「退院可能精神障害者の減少」という現在の目標値は、第3期計画では、定めないということになっております。その代わりというか、それではほかの指標をということで、入院期間の長さ、短さによって注目して、その目安をということが書かれておりますけれども、こちらについては、都道府県レベルでの目標設定ということが示されたところであります。

また、資料6の後半の6ページ以降に、これは長い名前ですが、障がい福祉計画を作成する うえで、その基となる国の基本指針の改正案です。こちらのほうでは、線が引いてある部分が 改正の部分ですが、基本的理念が、障害者基本法の改正に伴って直されたり、他では、例えば、 8ページの中ほど、右側の改正前のほうは精神障がい者の前に、立ち後れているというような 表現がついていたのですが、それがなくなったり、あとは、細かい言葉の訂正などがあったと ころです。これらの国の基本指針が福祉計画を作るうえでの基になりますので、それらを踏ま えて、資料4は障がい福祉計画の素案ですが、それを作り直したという形になっております。

資料4は、目次から始まりまして、計画の位置づけ、基本的理念。こちらの理念は、その改正後の国の基本指針を踏まえて、現在の福祉計画の基本理念を修正しております。それから、福祉計画の中身を見てみますと、4ページに自立支援協議会の図がございますが、少し構成を変えまして、今の新潟市の自立支援協議会の設置要綱、このとおりになっております。関係行政機関、雇用関係機関、ずっときて、障がい当事者、障がい者団体ということも、新潟市の条項には記載がもともとありましたので、これと一致させる形で、前々から障がい当事者の入りはどうなのだということがありましたので、ここの図では明確にしておきました。

それから、問題というか、一番の肝心な部分は、この資料4の12ページ以降、こちらが数値目標になっています。資料5のほうはサービスの見込の数。資料4の数字目標を中心にご説明しますと、こちらの素案の数値目標としましては、まず、一つ目の数値目標、入所者の地域生活への移行、こちらは国の指針は3割です。平成17年10月当時、630人に対する3割を地域移行しなさいということで、新潟市においてもそこを目指す目標を掲げたいと思います。問題は、削減者数です。削減者数は、国の指針では10%、63人を削減しなさいという目安が示されておりますが、新潟市においては、もともと2期計画でも7%の目標を掲げておりましたが、実質的には待機者が相当いるので、多少増減はあっても、ほぼ削減はないという状況がありましたけれども、そうしますと、相当数いるということです。まずは、待機者の解消を目指すべきだろうということから、削減見込の目標値については設定をしないことにしたいと思います。国の10%という目標を掲げるのが適当だとは思わないということで、目標を掲げずに、ただ、取り組みとしては、福祉計画の期間のうちに待機をしている方、最近の数字では150名程度いらっしゃいますけれども、その待機者の解消を何とか目指そうという取り組みを推進していくという方向にしたいと思います。

また、14 ページでは、福祉施設から一般就労への移行ということで、こちらは平成 17 年度においての4倍に相当する数を1年間で一般就労させましょうということで、国の指針においても4倍です。こちらは新潟市としてもその目標を掲げて取り組みたいということで、素案として上げてあります。それから、番号が(4)になっておりますけれども、ここの辺り、2期計画までは入院している精神障がい者の退院の数が目標にあったわけですけれども、それを今回は取り除いて、目標には掲げないということにしました。あと、新しい目標として、就労移

行支援事業の利用者数を目標に掲げるということであります。こちらは、少し解説しますと、 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者の割合を高くするという目標です。平成22 年度の実績で新潟はどうかというと、その割合は5.4%という状況です。国の指針では、これ を20%を目指すということになっております。数値だけ20%を超えることは可能かもしれませ んが、新潟市の実情を考えたときに、さすがにかなりの開きがありますので、今、5.4%となっ ているものを7%程度の割合に高めようということで掲げた目標値になっています。

また、同じように、就労関係の目標値で、もう一つ、16ページです。就労継続支援(A型)の利用者の割合も高めていきましょうという目標があります。こちらはA型とB型を合わせた利用者のうちのA型の割合。こちらを2割にしようというのが国の指針になっています。平成22年度の実績はどうかというと、新潟においては5.5%です。こちらを国の指針どおり2割というのはかなり開きがありますので、8%程度まで、それ以上を目指そうということを目標値にしたところであります。

それらを達成するためのサービス見込みということで、17 ページ以降に記載してあります。こちらの見込量については、資料5をご覧いただきたいと思います。資料5の24年度から26年度の数字をこの資料4には置いてあるということですので、見込量の考え方については資料5をご覧いただいて、21年度から23年度までの実績、23年度は実績の見込みになりますけれども、そちらから、多くはその伸び率などを考慮して見込量を出したという形にそれぞれを書いてございます。

この中で、注意といいますか、あえて説明したい部分は、資料5の3ページの下です。居住系サービスのところに、ケアホーム、グループホーム、こちらのサービス見込量を見ます。障がい者計画のほうでも、これは非常に関係が深いところでして、待機者問題、それらのいろいろな問題の中で、ケアホーム、グループホームの充実ということが叫ばれている中で、こちらをなんとしても増やしていこうという姿勢でありまして、1年あたり50人分の増加を見込みたい、これを目指して取り組んでいきたいという目標値を掲げたいということです。前回、前々回の会議等で、かなり厳しい数字ではないかというご意見も頂戴しておりますが、こちらの姿勢としては、これくらいの増加を見込むような取り組みをしていきたいということで、記載したところであります。

(島崎会長)

資料3の13ページ以降と、今、ご説明いただいたところとの関連といいますか、それを反映させたというところで、特に追加でご説明いただく部分はないですか。いろいろご意見をいただいているわけですが、その辺りはよろしいですか。

(事務局:大倉)

ご意見をいただきながら解説させていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

第3期新潟市障がい福祉計画につきまして、今、ご説明いただきましたし、事前にご覧いただいていると思いますので、できるだけ具体的な意見を頂いて、21日にさらにそれを反映させた形で完成度の高いものにしていかなければならないという部分がありますので、具体的なご意見をいただければと思います。

(遁所委員)

すみません、私は21日は参加できないので、ここで質問と意見をさせていただきたいと思います。まず、資料5にまとめていただいたサービス見込量を見ながらということなのですが、居宅介護が平成23年度の実績が812人で、計画では926という、この数字を見ながら、計画のほうはすでにケースワーカーや相談事業所ということで、新たに新規で107とか、順々に200、300という数字を上げていらっしゃるのか。もともと相談事業所のほうで躊躇しているのは、来年度、1事業所で100人近く見なければならないくらいの見込みではないかということで、ちまたではいろいろと風の噂でみんな悩んでいるところですれども、この計画の100人ということになれば、1事業所、8区の委託事業所、全部で10あるとすれば、10人くらいでいいと考えていいのかということを少しお聞きしたいと思います。

(事務局:小林)

介護給付係の小林でございます。

今、ご指摘いただきました、遁所委員の、まず、資料5の1ページの一番上段に、居宅介護の伸びにつきまして、前回、ここのご指摘をいただきましたので、さらに検証いたしまして、実際に平成21年度から22年度、23年度と伸び率が変わってきておりましたので、その伸び率の変わったというのは、下がってきている伸び率がありましたので、この伸び率を考慮しながら、24年度、25年度、26年度という数値で、人分(月)を表しています。

その次にご指摘いただいた、サービス利用計画との関係ですが、やはり、委員がおっしゃったように、1事業所10人という目標といいますか、目安で検討して考えているところでございます。

(島崎会長)

資料5の1ページ、それから4ページのこと。

お願いします。

(遁所委員)

サービス計画については、全部の障がいの方を計画するということで、施設が先ですよね。

それについてとか、いろいろとあれば、1事業所10人で足りるとはとても思えないのが現状だと思うのですが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(島崎会長)

遁所委員、ご提案は特にないですか。

(遁所委員)

その数字でいいのかという。事務局のお考えであれば、先のケースワーカーなどが計画相談、 暫定でも何でも、多分、この居宅介護の812人というのは、暫定プランは必ず出ているはずで すし、そういうところですでに800人の計画は終わっていて、さらに新規で100人、200人を やるおつもりなのかというところであれば理解できますけれども、まったく新しく各事業所10 人ということで、年間100人というのは考えられない。魚沼でも、実際にお話を伺ってきたけ れども、やはり、そのような数字ではなかったですから、もっと具体的な数字で。

(島崎会長)

どのような数字だったですか。

(遁所委員)

野村委員、施設のところの利用計画などをお聞きしたいのですけれども。

(野村委員)

うちでは、おれんじぽーとがその役割をしておりますので、把握していない面がありますので申し訳ないと思いますけれども、多分、おっしゃるとおり、少ないと思います。そのことは、これから、施設の方をまず、優先順位もあると思いますけれども、いろいろなことをしていかなければならないことがあるのです。そこからこの数字では満足行かないのではないかと思っています。それくらいしか答えられなくてすみません。

(島崎会長)

山賀会長、これについてはいかがですか。

(山賀会長)

これについてというか。

(島崎会長)

これについてと言うと何ですが、含めてでもよろしゅうございます。

(山賀会長)

少し直接的な発言でなくてもいいですか。就労関係のほうに。

(島崎会長)

すみません。では、遁所委員からの今の発言については、事務局のほうで少し数字的にあれですか。今、それについてのご発言はありますか。その後で山賀会長、今、事務局からの後で

お願いいたします。

(事務局:小林)

ご説明いたします。先ほどの107人というラインは、月の取り扱う件数として、月で算定しています。月の数値ですので、これを、考え方として、私ども、年間、平成24年度は1,280人を予定しております。これを月という単位に直しているために、月100人というように計算しました。

(島崎会長)

要するに、資料5の4ページ、相談支援の計画相談支援のところは単位は人(月)ということをおっしゃっているわけですね。それで、107、213、320というのは一月の人数であって、掛ける12であるということが実際の数になるわけで、遁所委員がおっしゃったように、年であればありえない数字ですけれどもということだったのですが、遁所委員からは、月で107というのはおかしいという。

(遁所委員)

4月で107、5月で107。

(島崎会長)

ということなのですね。

(遁所委員)

モニタリングが6か月に1回ということが出ていたので、ほっとしているところではありますけれども。しかし、やはり、10事業所では足りないということでよろしいのでしょうか。1,000人の方をいくつの事業所に入れますかという。しかし、毎月107でもいいのですけれども、10事業所が最初に10人ずつ取っていけば、ほかの事業所、ちょっとこの107というところが、毎月107という書き方がよく分かりません。4月に必ず計画をしなければいけないのではないですか。だから、少し分かりにくい。表現を変えれば、4月の時点で何事業所が必要なのか。そちらの目安がかえってこの数字が分かりやすいかと思うのですけれども。相談事業所が一番心配しているのは、4月に、多分これは107だということなので、1,200人を4月で何事業所で処理するのかということになるのですか。それとも、見込みでいいのですか。来年の4月1日で、介護保険はケアマネと一緒ですよね。3月くらいにどっとパッケージケアだけを希望する相談事業所が出ることを、圏域の相談事業所をはじめとする今の相談事業所が心配しているところで、そこのところに対して、新潟市はどのように対応することをお考えなのか。ケースワーカーの位置づけを残しながら、相談事業所と一緒にやっていくのか、最初のケースワーカーが全部既存の相談プランをやって、その後、委託や指定相談事業所に言っていくのか。そういう位置づけを見たところでの表現ならばいいのですけれども、107と出されたら困惑します。

(事務局:小林)

ご指摘のことにつきましては理解しているのですが、一つは、4月の冒頭で、その1,000件に及ぶサービス利用計画作成とは事務局では考えておりませんでした。サービス利用計画の全体の対象者は、実は、今、新潟市、約4,000人規模でおられます。サービス利用計画の作成につきましては、すべての障がい福祉サービスを利用する方に設定をしましょうと。ただし、これについては、3年間で達成していこうという国からの指示、やり方について示されているところでしたので、優先度はあると思います。優先的にしていかなければならない指針は示されていますが、この4,000人に当たる方々を3年間で達成していくために用いている数字となっております。こういう認識でした。

(島崎会長)

資料4の福祉計画素案のところの21ページですよね。具体的には、相談支援については、計画相談支援、サービス利用計画策定、見込量から取って、単位が人、平成24年107人、213人、320人と書いてありますよね。ここのところも分かるように書いていただく必要があるということですね。単位が人になっていますが、これも月というお話があるわけですけれども、これですと、平成24年度107人という、単年度単年度この人数なのかなという読み方になりますし、今のような、事業所をどういう形で確保していくか、事業所がどう対応していくかということも含めて、この素案のほうは明らかに修正していかなければいけないですし、その部分をもう少し丁寧に、制度改正に伴う大幅拡大ということですので、その辺を少し書き込んでいただかないと、この辺については分かりにくい。今、担当者からいただいたご説明がもう少し具体的に入っていないと読み取りにくい感じがいたしますので、遁所委員のような疑問が出てくると。これは、分かる人が見れば説明を聞けば分かるけれども、分からない人はまったくこれは何なのだろうという話になりますので、ご説明、加筆していただく必要があるかと思います。資料4だけ見ていると分かりにくいので、お願いしたいと思います。

ここは修正ということで、次回までにということですが、ほかにございませんか。

(野村委員)

少しお尋ねというか、一つ一つ答えていただきたいのですけれども、今、事務局から、ケアホームの問題がありました。3年間で150人分を出そうということ。これは、過去3年間の数字では38名しか出ていないわけです。4倍です。だから、無理ではないかと思います。無理ではないかというのは、過去、今まで、ケアホームで何個あったかというと、数字が出ていると思いますけれども、資料4の11ページに、ケアホーム、グループホームはいくつあるのですかということで、40か所なのです。過去、ずっと以前から40か所しかないのです。それで214人出ている。それが、今、3年間で150人出そうとしている。1年間で50人、大変苦しいので

はないかということを私は最初から言っているわけですけれども、これをできるとおっしゃっていますけれども、どのような方法でやろうとしているのか、本当に真剣に考えていただきたいと思います。これが一つ目です。

それで、私が前に提案したのは、施設を造ったらいいのではないかという話をしたのでしょうけれども、多分、新潟市としても、国が補助金を出さないから試算では財政部を説得できないから、無理だと分かります。ですから、その段階でけっこうなのでしょうけれども、検討する委員会を作ってくれという話を私はいたしました。それは、資料3の16ページ目を見ていただけますでしょうか。ここのところに、新たな入所施設を造るのはだめだと新潟市は言っているわけです。それから、施設の待機者の解消については、検討委員会を作ってくださいという話をしたところなのでしょうけれども、検討委員会について、設置の検討を行いますということはどういうことなのでしょうか。これは、検討することはするけれども、要するに、私にすれば、検討委員会を設置して、その中で検討するのは分かりますけれども、設置を検討するということは、設置をしないということも考えられるわけなのですけれども、この点を具体的に、本当のところはどうなのかということを確認させていただきたいと思います。

もう一つ言いますと、先ほどのケアホーム、グループホームにもう一度戻ってみますと、先回、資料7と8、皆さん、持っているかどうか分かりませんけれども、7と8というのは、新潟市から資料が出ているわけです。ここをよく見てみると、なぜ、ケアホーム、グループホームは簡単にできないかということがここに記されているのですけれども、中身をよく見ていると分かると思います。皆さんは、多分、関心がなければ見ていかないと思いますけれども、どういう人がケアホーム、グループホームの入所を望んでいるかといいますと、重たい方なのです。それは程度区分を含む方。この方を合計しますと87人おります。それから、では、今、入所している方がなかなか出ないというか、出ない問題もあるかもしれませんけれども、行政も含めて、入所施設も含めて、3の方がどのくらいいるのか、本当に真剣に考えて、出られるのかどうかということを考えていかなければならないと思っています。これも何度もお話ししているものですから、あえて二度も三度も言うのも何でしょうけれども、本当に新潟市としては、ケアホーム、グループホームを3年間で目指すということは分かりますけれども、目指す前に、グループホーム、ケアホームはそう簡単にできないということが資料7に書いてあるのです。そのこととの整合性を説明していただければありがたいと思います。

(島崎会長)

事務局からお願いいたします。

(事務局:障がい福祉課長)

では、まず、グループホーム、ケアホーム。確かに、難しいということは重々認識しており

ます。私どもとしては、こういう目標を持って進んでいかないと、難しいからこれを 10 ずつに減らそうかというような表にはならないと、私ども、やはり造っていかなければならないと。そのためには、当然、予算も見ますし、特に事業所の方の協力もいるし、報酬などについては国のほうにも要望していかなければいけないし、そういうものをみんなやりながら、目標を持ってやっていかないと待機者は減らないと。そのうえで、入所施設をどうするかということを考えていきたいというのが一つです。それが適当かどうかはまた皆さんにご意見をいただきます。

先ほどの二つ目の検討委員会、これは表現が悪くて、検討委員会の設置を検討するではなくて、検討委員会を設置して検討していきますという意味です。ですから、検討委員会は設置します。これについては、私どもも、やはり、どうしても今は実際のところ、本当に待機者の解消を3年間でできるのか、目標を持ってやりますけれども、現状を考えれば、やはり、入所施設のほうでご意見が出ていますけれども、必要ではないかというご意見も出ていますし、いろいろな統合支援施設といいますか、短期入所やそういうものを考えた場合にどうなのかとか。ただ、だけれども、国の流れや当事者の皆さんの考えとしては、やはり地域で生活できるようにという基本的なところがありますので、そういうものも踏まえたうえで、新潟市が本当にどうしても必要なのか、必要とすればどういう形でやればいいのかという検討はしていかなければいけないと思っていますので、検討委員会の検討ではなくて、検討委員会で検討しますということでございます。すみません、これは表現を間違った、舌足らずなところでございます。

(野村委員)

すみません、検討委員会の設置を検討すると。本当にありがとうございます。

(島崎会長)

それは、資料4ですと、どこに書いてありますか。資料3に書いてあるのですけれども、それが4のところでどのように反映されているかということなのです。

(事務局:障がい福祉課長)

資料4にも入れろということであれば、施策推進の、目標達成の方策とか何かのところに入れるということはできます。

(島崎会長)

そうですね。記録として残るという部分もあるかもしれませんが、今、課長がおっしゃったようなことで、検討委員会を設置し、待機者問題についての何々の推進を図っていくとか、解消のための推進を図るというような文言を、今、課長がはっきりおっしゃったので、資料4の計画素案の中で何とか入れていただければと思います。

(事務局:大倉)

はい。一つ補足させていただければ、資料2の障がい者計画の22ページ、検討委員会という 組織の名前は入れていないのですが、待機者の解消に向けて検討を行いうんぬんというものが あります。障がい者計画のちょうど真ん中くらいです。

(野村委員)

22 ページの真ん中辺りに書いてあることは分かります。これは検討を行い、グループホーム、ケアホームの整備に一層努めますと。ここに、施設整備も含めてという言葉を入れていただきたいということなのです。ケアホーム、グループホーム、皆さんが目指すのは分かりますけれども、現実的には、何年もたって 200 人しか出ないのに 3 年間で 150 ができるわけがないです。なぜできるわけがないのかというのは、先ほど言った資料 7 にありますことと、まず、土地がないとだめだということとか、地域の理解を得なければだめだということとか、相性の問題とか、造る側とすれば、人の問題があるのです。なかなか簡単に、3年間で解決できる問題ではないということを施設側としては言っているわけなのでしょうけれども、目標は目標だということで、ずっと私とはかみ合わないのですけれども、この話について、私は、多分、3 年前から話をしていると思いますけれども、なかなか行政の考え、国の考えが施設を造らないことから始まっているものですから分かりますけれども、しかし、ようやく待機者が多くなっていることが入ったり、そういう検討をするということは、私は前向きに検討していただければありがたいと思います。

(事務局:大倉)

お話はよく分かりました。

(島崎会長)

そうしますと、例えば、資料2の22ページのところ、施設入所待機者がなくなるよう、解消に向けての検討の場を設け、入所施設の整備を含めたグループホーム、ケアホームの整備についてとか、あれば一番いいということです。少なくとも、施設入所待機者の解消に向けた検討の場を設けるということは計画のところにきちんと明記と、課長もはっきりおっしゃってくれましたので、それは入れていただいたほうがいいと思います。それが野村委員の趣旨ですね。

この新潟市障がい福祉計画素案につきましても、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の基本的理念及び考え方、期間及び見直しの時期、目次にありますように、達成状況の点検及び評価まで作られているわけですけれども、この辺について、先ほどありましたけれども、地域移行はあれだけれども、施設からの退所について、国の数値目標がありますけれども、それについて、新潟市の場合はそれに沿った数値は置かないということですよね。この部分は、県の了解を得ているのか、あるいは、政令指定都市として、別に横並びになる必要はないと思いま

すが、新潟市という地域特性と言いますか、現状がありますので、待機者が多いから入ればす ぐ満床になるという実態がありますので、その辺の実態に合わせた数値目標にしていく必要が あるのではないかというご説明があったのですけれども、その辺は、県、あるいは政令指定都 市として、どのように市として考えているのか。この辺は、計画でそうなりますと、場合によ っては批判も出てくるところですので、どういう考え方なのだろうというところで、大丈夫で しょうか。

(事務局:大倉)

先日、新潟県の全県内市町村に対する福祉計画のヒアリングがありまして、そこで、施策推 進協議会で作っていくという前提ながらも、こういう考えはどうだろうかということで聞きま した。県としては、5人でも10人でもいいから削減を掲げてほしいというのが本当のところな のでしょうけれども、新潟市の実情は、そういう待機者があって、まずはそちらのほうに先に 着手するということであれば、それはそれで新潟市の考え方でよろしいでしょうと。削減の数 値目標を掲げることが必須ではないということは確認できております。

(島崎会長)

グループホーム、ケアホームの設置に向けて市が支援を行っていくということが前提にあるのかなとは思いますので、その辺を手厚く盛り込んでいかないとということと、あと、待機者解消に向けた検討の場をきちんと設けるということの二つが前提として、その数値目標、課題ということで、きちんと整理をして、理解していかないとと思いますが、私から、それを確認させていただきました。

21日に、この福祉計画につきましては、全体に向けて確認していくということが 21日になってしまうかなと思いますが、策定の趣旨、位置づけ、計画の基本的理念及び考え方、あるいは計画の期間、見直しの時期、達成状況の点検及び評価については、事前に見ていただいて、特に問題がなければ、この場で確認させていただくこととしたいと思いますが、具体的な平成26年度の数値目標、見込量とその確保のための方策について、それぞれご意見を出された委員の皆様、今日、市から出された資料及びご説明でいかがでしょうか。特にこの部分はということがありましたら、ぜひ、出していただいて、次回まで、宿題としてまた持ってこなければいけない部分だと思いますので、それは今日、出していただいたほうがいいと思います。いかがでしょうか。医療関係、就労関係、ございますけれども。

山本委員、特に何か。大丈夫ですか。

(山本委員)

特に、はい。

(島崎会長)

では、山賀会長からお願いいたします。

(山賀会長)

すみません、なかなかきちんとしたところで発言ができなくて申し訳ありませんが、福祉サ ービスを提供する事業所として、就労関係や生活改善もありますが、今回、就労関係で気にな るなと思っている点が、具体的にこういう数値目標を上げている中での方策の内容を見ると、 明確な担い手の問題が出ていないのではないかと、率直に思っています。いわゆる関係機関と の連携でというような形で方策をまとめているような印象があるのですけれども、実は、明確 にそれを支援する担い手というのはどこなのかということを、私たち、福祉施設の支援を提供 する機関、先般、申し上げたように、そういう資源が少ないのではないかということを発言さ せていただきました。そうすると、その資源を増やすという前提の話なのか、連携でここのと ころは何とか乗り切りましょうと、目標値に近づけましょうということなのかが、どこかあい まいなのかなと。担い手を増やす、一般就労とかそういうことのパーセントを上げるためには、 実は、新潟市はとても理解があって、特別支援学校を卒業したら、本来であれば、国などは就 労移行支援事業所などを使って確実に就労移行を進めなさいというところを、やはり、実態に 配慮して、B型でもいいですよという形で進めてきているというところでは、とても障がい者 の実態に配慮した運用のしかたをされている部分はあるかなと思っています。機械的にこうい う移行支援を、利用者を例えば一般就労を進めていこうとしたら、全員が就労移行支援事業所 を使いなさいと言ったほうが、乱暴なのだけれども、確実にパーセントが上がるのです。しか し、それはやはり実態に即さないというところで、このような目標値に至るのでしょうけれど も、繰り返して申し上げれば、先般も、先ほど野村委員が言ったように、整備をするというこ との具体的な担い手の問題、どこがやるのかということを示さないで、何となく自然的にパー セントが上がるわけがないではないかと、まさに同じことを障がい者の就労支援でも同じよう なことを印象としては持っています。最近では、自立支援協議会の中でも、まさにそういう、 特に精神の方などは、逆にいえば就職していた方が今度は就労から外れてしまう。何か、日中、 そういう仕事ができる場所がないかということで、ご家族の方もご本人も探すのだけれども、 なかなかそういうハードの部分、いわゆるそういう支援を提供してくれるところがまだ少ない ということがあって、特別支援学校から出て行く方もいれば、一般就労から戻ってきてしまう 方も実はいるのだということもあって、いわゆる担い手をこの辺はどうしていくのかなという ことをしっかり見ていかないと、このパーセントを、結局、引き上げるのは一体誰が引き上げ ていくのかと。連携だけでは上がらないのではないかということを発言させていただきます。

(島崎会長)

一番大事なところをありがとうございました。

いかがでしょうか。岩崎委員も先回、ご発言されて、ここにもありますけれども、関連のことで、もしありましたら。

(岩崎委員)

恐縮なのですけれども、敢えて数値目標的なところを上げないというのは、やはり少し逃げ腰かなという感じは否めないと思います。自然増のパーセンテージが見えている中で、具体的な施設整備を、いくつあれば充足していくのかとか、施設整備計画の数値目標的なことをきちんと上げれば、それなりの予算も立てなければいけないということになると思います。そういう具体的なところがもう少しないと、いつまでも、検討委員会を作っても解消しないのではないかと思います。あまり言いたくないのですけれども。

この前も言ったけれども、グループホームというのはお金をかけなくてもできるのです。問題は、地域との兼ね合いもあるだろうけれども、いろいろな人がいらっしゃるのでそれは分かるのですけれども、私は、敢えて、地域にお互いに迷惑をかけ合う地域でいいと思うのです。できることによって理解が生まれるということを、私はずっと今までやってきてそう思っています。ただ、マンパワーがないところが一番問題になってくると思うのです。やはり、そういう、グループホームをたくさん作ってそれで充足できないなら、いっそのこと入所施設を下で造ってしまったほうが安上がりかなという気もしないでもないですし、施設整備をいかにしていくかというところが全然見えてこないのです。整備計画をもう少し意識した計画、数字を見せてほしいと思いました。

ついでで申し訳ないのですけれども、就労に関してなのですけれども、我々、素人で、施設職員ではなかなか授産製品の開発であるとか営業であるとか、販路の確保であるとか、確かになかなか難しいことは重々承知しているのですが、いろいろな協力もいただいてはいるのですけれども、そこで、この前、アート化セミナーというものをやりましたよね。あれはとてもよかったと思うのです。我々が普段、ちょっとしたヒントを得られればそれを事業化していけるという、たくさん世の中にあるのだなということを気づかせていただきました。そういうことを連携して、それこそ予算化していただいて、そういうセミナーなどの機会をもっと、他力本願的な言い方で恐縮なのですが、そういうヒントを与えていただけるようなチャンスがあるとありがたいと思います。この前のアート化セミナーは目から鱗で、とてもいいセミナーだったと思っています。そういう連携ができれば非常にありがたいです。それをもっともっとこれからもやっていただければと思いました。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、自立支援協議会の山賀会長と岩崎委員から、共通することとして、マンパワーの問題や具体的な施設整備、入所施設に限らず施設整備の問題をどう具体的に

実現していくのかという、この上げた数字がどう実現するのかというところだと思いますけれども、この辺は、3か年のところで予算化していくこととつながっていることですので、かなり現実的な話になっていると思います。次回、何らかの形でご提案というか、ご提案というと何ですが、方向性として、基本計画とリンクする形で、市がこういう形で今後取り組んでいくということが見えるようになっているといいかなということだと思いますが、根本的なというか、しかし、当然のご意見だったと思います。

事務局のほうで、次回、その辺についてご説明いただければと思いますが、今、もしあれで したら、課長から。

(事務局:障がい福祉課長)

次回、どこまでお示しできるかあれですが、施設整備については、グループホーム、ケアホームを一緒に作っていくというのと、一番問題なのですが、生活介護の施設をやるというのは、市としてもみんな分かっているといいますか、そういうことがありますので、具体的にどこまでそれをお示しできるかはあれですが、そこで少し示したいと思います。

あと、担い手の問題は、それこそ行政だけでどうこうという部分もあるのは、多分、確かだと思うのです。最初のご意見でもありましたが、市民一人一人の意見をというようなところで、逆に言えば、うちのほうが事業所の人に対してどれだけ動員手当をしていくかというような話もあるのでしょうけれども、制度的には非常に国の制度に乗っている部分もありますが、そこで足りない部分はうちのほうでやる。それこそ国に要望していくとか、あとは、事業者の方々がどのような形を盛り込めばいいのか、施設整備と同じように、例えば、相談事業者、今、少しずつ増やしてきてやっていますが、それを何箇所までやりましょうという形で作るのがいいのか、そこは非常に難しい問題だなと思っています。それを、担い手を、確かにおっしゃるとおりなのです。先ほどの利用計画でも、同じように、各地域、国のほうは全部やりなさいと言うけれども、本当はそんな人的資源はどこにもないではないかと。新潟市だけではなくて、どこでも出ている問題で、では、それを計画に何十人増やしますみたいなことを出しているけれども、これはどうかとか、相当難しい問題だとは認識しています。次回、どこまで出せるかあれですが、検討してみます。

(島崎会長)

市の単独事業として、どこまで、ケアホームで少し人件費の部分で上乗せ分を、必要な部分を市が単独事業で持ちますよなどと言うと、ケアホームが意外とできるかもしれませんが、独り言のようですが、当事者、事業所からいろいろと、どうしたらいいのだろうと言うと必ずそれが出てくるのです。ケアホームを造ろうとすると、やはり人件費がけっこう重たいのだという話は必ず出てくるのです。しかし、それを増やそうとしたときに、それを充てますよという

ことが出てくれば、その目標値も達成できるかなというような話が山賀会長からもお話しがあったかと思います。

(岩崎委員)

例えばなのですけれども、担い手の問題、我々事業者、私はグループホームとケアホームで 5 か所やっているのですが、希望があればどんどん造る意思はあるのです。やはり、人手の問題なのです。では、その人手が本当にいないのかというと、私はいると思うのです。ただ、例えば、職安に出して、来て、面接しますよね。知的障がいは私は知らないからという、引いてしまう方がけっこういらっしゃるのです。そういう、人を育てるような、例えば、ヘルパー2級を取っていただくときに、知的障がいに対する知識であるとか、身体障がいの方々に対する、どうも、ヘルパーの資格を取る人はけっこう高齢者のほうの事業を意識して皆さん取り組まれているのです。障がい者に対する意識をもっと高めるようなセミナーであるとか講義をどんどんやっていただくとか、我々の施設のほうにどんどん実習や研修に来ていただければ、結びつけるチャンスはたくさんあると思うのです。あと、近隣の方で、例えば、まかないでおばさん方、朝、2時間、3時間、夜、2時間、3時間という方がたくさんいらっしゃるのです。建物を造るのは私たち事業者側、お金はそれほど負担する必要もないですし、本当は利用料の中に組み込めばいいのです。その工夫をしていきましょうということで、施設整備の、行政に素人と私は言うつもりはないのです。一緒にそういう検討もしていきたいということ。

あと、高齢者のほうの施設で、ショートステイなどで、今は障がい者も受け入れてくれるのです。そういう枠もあるわけですから、高齢者事業のほうにもっと協力を呼びかけて、野村委員のところでロングショートになっているような人たちでも受け入れていただけるような枠をどんどん設けていただくとか、いろいろな工夫ができる余地はまだ考えればあるような気がします。そういう検討をしていけたらいいなと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今のは、非常に、岩崎委員、具体的な、何をすべきかということが 目に見えるようなことで、本当に次年度以降、取り組んでいけたらと思いますし、それはどう いう形で福祉計画の中に練り込んでいくかということも、少し、次回の会議に向けても検討し ていければと思っています。そういう部分を少し入れていけたら、今おっしゃったことは本当 に大事なことだと思いますので、三障がいへの理解、あとは、いろいろな地域資源の多機能化 といいますか、活用しあう、シェアし合うというような部分についての啓発といいますか、そ ういうことも必要なのではないかというような、具体的なご提案だったと思います。ありがと うございます。

それでは、大変恐縮なのですが、時間が4時半を10分ほど過ぎてしまいまして、申し訳ござ

いません。第3期障がい福祉計画の素案につきましては、今、やりとりの中で、ここら辺は修正、加筆できるだろうと、もう少し見直してこようということも確認できましたので、それは次回にということで、特に、ほかのところは大丈夫ということであれば、確認させていただくことで、次回でもいいかなと思いますけれども、趣旨、位置づけ、期間、見直し、8番、取り巻く状況ですとかそういうところは、特に問題なければ、今日、ここで確認させていただくということで、万が一お気づきのところがあったら、21日におっしゃっていただければと思います。あとは、数値目標と見込量、その確保のための方策のところで、今、出されたところを加筆修正して21日に出すという形で、最終的に、この案全体を確認するという作業を21日にさせていただきたいと思います。

自立支援協議会についてのご説明、何かというのはよろしいでしょうか。いただくということでよろしいですか。そうですか。申し訳ありません。

では、今日の二つの議事につきましては、長時間、ご協力、また、ご忌憚のないご意見等をいただきまして、本当にありがとうございました。時間も延びて、非常に会長として不手際でご迷惑をおかけしました。今日の議事につきまして、その他が議題にありますけれども、事務局にお返しさせていただきたいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。

(事務局:大倉)

次回の日程予告だけ、お伝えします。冒頭申し上げましたが、12月21日(水)になりますが、もう一度、大変申し訳ありませんが、計画策定のためにお集まりいただきたいと思います。なお、会場は、都合上、市役所の会場ではなくて、白山会館の2階になります。ご案内はすでに郵送しましたので、届いているかと思います。よろしくお願いします。

(司 会)

島崎会長、長時間にわたり議事進行いただきまして、ありがとうございました。皆様にも、 活発なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上で、第4回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。どうもありがと うございました。